

2021年1月14日
エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役 山口 啓輔

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置について

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では新型コロナウイルス感染症による影響に配慮し、2021年1月14日より下記の特別措置を実施します。これらの措置の適用をご希望されるお客様は、弊社担当窓口までお申し出下さい。

■弊社担当窓口

エイ・ワン少額短期保険株式会社
TEL：0120-965-508（土日祝日・年末年始を除く 10:00～17:00）

■特別措置の内容

対象地域	特別措置の開始日	更新手続き猶予 （特別措置の開始日から2か月後の末日）	保険料支払猶予 （特別措置の開始日から2か月後の末日）
地域の限定は 行いません	2021年1月14日	2021年3月31日まで	2021年3月31日まで

以上